令和２年（２０２０年）１２月２日
建　設　委　員　会　資　料
都 市 基 盤 部 交 通 政 策 課

（第９７号議案）

中野区自転車駐車場条例の一部を改正する条例について

中野区新庁舎整備及び中野駅周辺まちづくりの進捗に伴い、中野西自転車駐車場を増設するとともに、中野南自転車駐車場の一部（バイク置場部分）及び中野けやき通り自転車駐車場を廃止する。

１　増設する施設

⑴　中野西自転車駐車場

所 在 地：中野区中野四丁目９番

収容台数：９８０台（屋外、平置き）

⑵　利用内容

利用料、利用時間等の利用形態については、本改正条例議決後、中野区自転車駐車場条例施行規則において規定する。

⑶　開設日

令和３年４月１日

２　廃止する施設

⑴　中野南自転車駐車場

所 在 地：中野区中野二丁目２０番（バイク置場部分）

収容台数：６３台（チェーン式）

⑵　中野けやき通り自転車駐車場

所 在 地：中野区中野四丁目１１番

収容台数：１，５００台（駐輪ラック式、一部平置き）

⑶　廃止日

令和３年４月１日

位置図（中野駅周辺自転車駐車場）

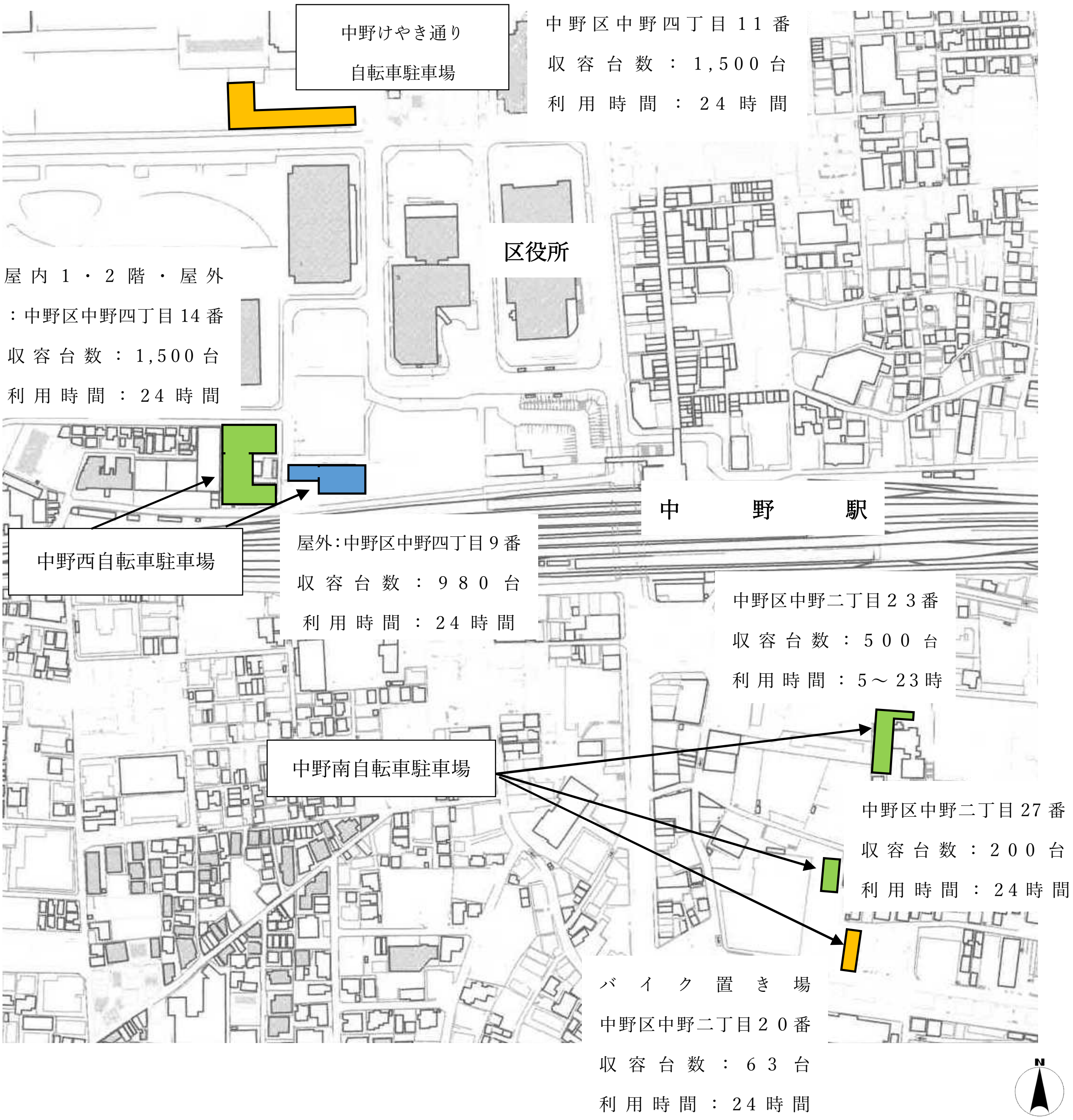

現行箇所（継続箇所）

廃止箇所

新設箇所

中野区自転車駐車場条例新旧対照表

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>
第１条～第２２条　（略）
附　則　（略）
別表第１（第２条関係）
<table>
<tr><th>種類</th><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td rowspan="6">有料制駐車場</td><td>鷺宮南自転車駐車場
～
都立家政北自転車駐車場</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>中野南自転車駐車場</td><td>中野区中野二丁目２３番及び２７番</td></tr>
<tr><td>中野坂上駅自転車駐車場
～
杉山公園地下自転車駐車場</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>中野西自転車駐車場</td><td>中野区中野四丁目９番及び１４番</td></tr>
<tr><td>東中野駅前広場地下自転車駐車場</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>中野四季の森公園地下自転車駐車場</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>登録制駐車場</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
別表第２　（略）

附　則
１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
２　改正後の別表第１に掲げる有料制駐車場のうち中野西自転車駐車場（中野区中野四丁目９番の位置に限る。）の利用に係る中野区自転車駐車場条例第６条の規定による利用資格の登録（以下「登録」という。）の承認、同条例第７条第１項の規定による利用料の納付及び免除、同条例第１０条の
</td><td>
第１条～第２２条　（略）
附　則　（略）
別表第１（第２条関係）
<table>
<tr><th>種類</th><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td rowspan="7">有料制駐車場</td><td>鷺宮南自転車駐車場
～
都立家政北自転車駐車場</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>中野南自転車駐車場</td><td>中野区中野二丁目２０番、２３番及び２７番</td></tr>
<tr><td>中野坂上駅自転車駐車場
～
杉山公園地下自転車駐車場</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>中野西自転車駐車場</td><td>中野区中野四丁目１４番</td></tr>
<tr><td>中野けやき通り自転車駐車場</td><td>中野区中野四丁目１１番</td></tr>
<tr><td>東中野駅前広場地下自転車駐車場</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>中野四季の森公園地下自転車駐車場</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>登録制駐車場</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
別表第２　（略）
</td></tr>
</table>

規定による登録の制限、同条例第１１条の規定による登録の取消しその他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。	